

平成22年
第 5 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

平成22年11月9日 開会 }
平成22年11月10日 閉会 } 2日間

沖 縄 県 議 会

1 . 会期日程	3
1 . 開会日に応招した議員	5

第1号（11月9日）

1 . 開会年月日時	7
1 . 議事日程	7
1 . 本日の会議に付した事件	7
1 . 出席議員	7
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	8
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	8
1 . 開 会	8
1 . 諸般の報告	8
1 . 日程第1 会議録署名議員の指名	8
1 . 日程第2 会期の決定	8
1 . 日程第3 乙第1号議案及び乙第2号議案	8
1 . 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	8
1 . 人事委員会（仲吉朝信君）の意見	9
1 . 委員会付託	9
1 . 日程第4 議員提出議案第1号 T P P交渉への参加に関する意見書	9
1 . 玉城ノブ子さんの提案理由説明	9
1 . 採 決	10
1 . 散 会	10

第2号（11月10日）

1 . 開議年月日時	13
1 . 議事日程	13
1 . 本日の会議に付した事件	13
1 . 出席議員	13
1 . 欠席議員	14
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	14
1 . 開 議	14
1 . 諸般の報告	14
1 . 日程第1 乙第1号議案及び乙第2号議案	14
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	14
1 . 採 決	15
1 . 緊急を要する事件の認定	15
1 . 日程追加 議員提出議案第2号 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例	15
1 . 池間 淳君の提案理由説明	16
1 . 採 決	16
1 . 閉 会	16

卷末掲載文書

1 . 知事提出議案	19
1 . 議員提出議案	39
1 . 諸般の報告	43
1 . 委員会審査報告書	47
1 . 議案処理一覧表	49

平成22年第5回沖縄県議会（臨時会）会期日程

会期2日間 自 平成22年11月9日
至 平成22年11月10日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	11月9日	火	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議（知事提出議案の説明、質疑） （議員提出議案の説明、採決） 委 員 会（議案審査）	委員会付託
2	10日	水	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君	前 島 明 男 君
玉 城 義 和 君	新 垣 良 俊 君
上 原 章 君	仲 田 弘 毅 君
島 袋 大 君	照 屋 守 之 君
中 川 京 貴 君	辻 野 ヒロ子 さん
桑 江 朝千夫 君	嶺 井 光 君
平 良 昭 一 君	赤 嶺 昇 君
仲 村 未 央 さん	当 銘 勝 雄 君
照 屋 大 河 君	渡嘉敷 喜代子 さん
渡久地 修 君	前 田 政 明 君
瑞慶覧 功 君	玉 城 ノブ子 さん
新 垣 清 涼 君	比 嘉 京 子 さん
上 里 直 司 君	新 垣 安 弘 君
租 田 勝 廣 君	金 城 勉 君
當 山 眞 市 君	糸 洲 朝 則 君
吉 元 義 彦 君	翁 長 政 俊 君
座喜味 一 幸 君	浦 崎 唯 昭 君
佐喜真 淳 君	池 間 淳 君
玉 城 満 君	新 垣 哲 司 君
仲宗根 悟 君	具 志 孝 助 君
崎 山 嗣 幸 君	當 間 盛 夫 君
西 銘 純 恵 さん	新 里 米 吉 君
奥 平 一 夫 君	嘉 陽 宗 儀 君
山 内 末 子 さん	大 城 一 馬 君

平成22年11月9日

平成22年
第5回 沖縄県議会（臨時会）会議録

（第1号）

平成22年
第5回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第1号）

平成22年11月9日（火曜日）午前10時4分開会

議事日程第1号

平成22年11月9日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 乙第1号議案及び乙第2号議案（知事説明、質疑）
- 第4 T P P交渉への参加に関する意見書

{	玉城ノブ子さん	中川京貴君	提出 議員提出議案第1号
	座喜味一幸君	辻野ヒロ子さん	
	具志孝助君	仲宗根悟君	
	当銘勝雄君	渡久地修君	
	前島明男君	瑞慶覧功君	
	玉城満君		

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 乙第1号議案及び乙第2号議案
 - 乙第1号議案 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
 - 乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 T P P交渉への参加に関する意見書

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	14番	吉元義彦君
副議長	玉城義和君	15番	座喜味一幸君
1番	上原章君	16番	佐喜真淳君
2番	島袋大君	17番	玉城満君
3番	中川京貴君	18番	仲宗根悟君
4番	桑江朝千夫君	19番	崎山嗣幸君
5番	平良昭一君	20番	西銘純恵さん
6番	仲村未央さん	21番	奥平一夫君
7番	照屋大河君	22番	山内末子さん
8番	渡久地修君	24番	前島明男君
9番	瑞慶覧功君	25番	新垣良俊君
10番	新垣清涼君	26番	仲田弘毅君
11番	上里直司君	27番	照屋守之君
12番	租田勝廣君	28番	辻野ヒロ子さん
13番	當山眞市君	29番	嶺井光君

30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君

39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 副 知 事 上 原 良 幸 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君

総 務 部 監 新 垣 郁 男 君
 財 政 統 括 委 員 会 長
 人 事 委 員 会 長 仲 吉 朝 信 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 龍 野 博 基 君
 次 長 新 城 博 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 副 参 事 兼 平 田 善 則 君
 課 長 補 佐
 主 査 佐久田 隆 君

主 査 仲宗根 章 君
 政 務 調 査 課 知 念 正 治 君
 副 参 事
 主 幹 前 田 敦 君

議長（高嶺善伸君） ただいまより平成22年第5回
 沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きま
 す。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案2
 件の提出がありました。

次に、本日、玉城ノブ子さん外10人から、議員提出
 議案第1号「TPP交渉への参加に関する意見書」の
 提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に
 より御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

議長（高嶺善伸君） 日程第1 会議録署名議員の
 指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条
 の規定により

26番 仲 田 弘 毅 君 及び
 32番 渡嘉敷 喜代子 さん

を指名いたします。

・ ・

議長（高嶺善伸君） 日程第2 会期の決定を議題
 といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、11月9日及び10日の2日間と
 いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、11月9日及び10日の2日間と決定
 いたしました。

・ ・

議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第1号議案及び
 乙第2号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

平成22年第5回沖縄県議会（臨時会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例議案2件であります。

初めに、乙第1号議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」は、期末手当の支給割合を引下げ改定する国の特別職及び県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等、教育長及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き下げのため条例を改正するものであります。

次に、乙第2号議案につきまして御説明申し上げます。

乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与改定を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改定するため条例を改正するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 仲吉朝信君登壇〕

人事委員会委員長（仲吉朝信君） おはようございます。

ただいま議長から地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正及び沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部

改正につきましては、当委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえ、職員の給与等について所要の改定を行うものであり、適当であると考えます。

また、同議案中、沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、給与改定に伴い所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

議長（高嶺善伸君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第1号議案及び乙第2号議案は、総務企画委員会に付託いたします。

・ ・

議長（高嶺善伸君） 日程第4 議員提出議案第1号 T P P交渉への参加に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

玉城 ノブ子さん おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきましては、議員有志により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、T P P交渉への不参加について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔T P P交渉への参加に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

上里 直司君 議長。

議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより議員提出議案第1号「TPP交渉への参加に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、明10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 仲 田 弘 毅

会議録署名議員 渡 嘉 敷 喜 代 子

平成22年11月10日

平成22年
第 5 回 沖縄県議会（臨時会）会議録

（第 2 号）

平成22年
第5回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第2号）

平成22年11月10日（水曜日）午前10時1分開議

議事日程第2号

平成22年11月10日（水曜日）

午前10時開議

第1 乙第1号議案及び乙第2号議案（総務企画委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案及び乙第2号議案

乙第1号議案 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程追加 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	新垣清涼君	35番	比嘉京子さん
11番	上里直司君	36番	新垣安弘君
12番	租田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君
21番	奥平一夫君	47番	嘉陽宗儀君
22番	山内末子さん	48番	大城一馬君
24番	前島明男君		

欠席議員(1名)

副議長 玉城義和君(公務)

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	龍野博基君	主査	仲宗根章君
次長	新城博君	政務調査課長	城間正彦君
参事兼議事課長	嘉陽安昭君	副参事	知念正治君
副参事兼課長補佐	平田善則君	参事兼総務課長	鉢嶺元君
主査	佐久田隆君		

議長(高嶺善伸君) これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、池間淳君外8人から、議員提出議案第2号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の提出がありました。

議長(高嶺善伸君) 日程第1 乙第1号議案及び乙第2号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書(条例) 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

総務企画委員長(當間盛夫君) おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案及び乙第2号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」は、期末手当の支給月数を引下げ改定する国の特別職及び一般職の職員との均衡を考慮し、教育長、知事等特別職及び特別職の秘書についても期末手当の支給月数を引下げ改定するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、知事と副知事も特例措置による給与、手当の減額を行っているのか、特例措置による減額を行った上にさらに今回引き下げを行う理由は何か、一

般職員の特例措置減額分をもとに戻すのであれば、知事等の特例措置減額分ももとに戻すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、現在、特例措置による減額は、給与月額では知事が10%、副知事が7%、期末手当では知事及び副知事ともに15%ずつである。今回提案する引き下げは、人事院勧告及び国の特別職の引き下げ等を踏まえて行うものであり、県の財政状況や一般職員の減額特例措置を勘案して行っている知事等の減額特例措置とは趣旨が異なるものである。一般職員の特例措置減額分の復元案については、12月議会に上程予定であり、知事等の特例措置減額分の復元については、知事と相談しながら、今後検討する考えであるとの説明がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、平成22年人事委員会給与勧告及び国及び他の都道府県の職員の給与改定を考慮し、県職員及び県費負担教職員の給与を改定するため、関係条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、医療職給料表(1)を除く給料表の給料月額引下げ改定を行う。第2点目として、行政職給料表第6級以上相当職員について、給与を0.2%減額する。第3点目として、期末勤勉手当の支給割合を4.15月分から0.2月分引き下げ3.95月分とする。第4点目として、義務教育等教員特別手当の支給限度額を1万1700円から8000円に引き下げる。第5点目として、施行期間は平成22年12月1日とするが、義務教育等教員特別手当の支給限度額の引き下げは平成23年1月1日とするとの説明がありました。

本案に関し、一般職員の特例措置による減額後の給与と民間給与との比較はどうなっているか、給与改定に関する職員団体との交渉経緯とその結果はどうかとの質疑がありました。

これに対し、減額特例措置後の職員給与と民間給与を比較すると、民間給与が1万663円、率にすると

2.9%高い状況である。職員団体とは、人事委員会勧告後3回の交渉を行った結果、減額特例措置を決定した3年前に比較して財政状況も改善していることから、減額特例措置については平成23年1月1日から撤回し、今回の人事委員会勧告分については、そのまま給与改定案として提出することで合意を見たとの答弁がありました。

次に、今回の給与改定が県の財政に与える影響は幾らか、県経済に与える影響はどう見込んでいるかとの質疑がありました。

これに対し、今回の給与改定により約19億7000万円の人件費の削減が見込まれる。県経済に与える影響としては、厳密な計算ではないが、約18億円のマイナスの経済効果があるものと見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、40歳以上を対象とした引き下げ措置による対象人数と影響額、40歳以上を対象とする根拠、調査対象となる民間企業の規模、地方交付税に与える影響、義務教育等教員特別手当の根拠、この10年間の平均職員給与額の推移、県の給与改定が他の団体の給与に及ぼす影響、人事院勧告制度のあり方などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、共産党所属議員から、乙第2号議案については、平成13年に平均で約39万9000円あった職員給与が毎年減額された結果、平成22年には約34万7000円となっていること、給与の減額は公務労働者の権利を踏みにじるだけでなく、民間の労働者の給与改定にも悪影響を与えること、消費購買力の低下を初め県民生活へ大きな影響を与えること、デフレーションの悪循環につながることから反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。乙第2号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第1号議案及び乙第2号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第1号議案を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案は、原案のとおり可決されました。

議長（高嶺善伸君） 次に、乙第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第2号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

．．

議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議員提出議案第2号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」は、緊急を要する事件と認め、この際、日程に追加して審議することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し審議することに決定いたしました。

議長（高嶺善伸君） 議員提出議案第2号 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

池間 淳君。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔池間 淳君登壇〕

池間 淳君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第2号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由につきまして、提出者を代表いたしまして御説明申し上げます。

県議会議員の期末手当は、同条例に基づき年3.1月分が支給されております。

今般、人事委員会勧告に基づき一般職員に支給する期末・勤勉手当の支給割合が年0.2月分引下げ改定されること及び知事等に係る期末手当の支給割合が年0.15月分引下げ改定されること等を考慮し、県議会として議員に係る期末手当の支給割合を検討する必要があるとの認識で一致し、昨日、11月9日開催の各派代表者会で協議いたしました。

その結果、県議会議員に係る期末手当の支給割合についても年3.1月分から年2.95月分へ0.15月分引き下げることによって意見が一致し、本条例案を提出することとしたものです。

本条例案の改正内容を申し上げますと、平成22年12月に支給される期末手当の支給割合を、現行の「100分の165」から「100分の150」に改め、平成23年度からは6月に支給される期末手当の支給割合を、現行の「100分の145」から「100分の140」に改め、12月に支給される期末手当の支給割合を「100分の150」から「100分の155」に改めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第2号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成22年第5回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午前10時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 仲 田 弘 毅

会議録署名議員 渡 嘉 敷 喜 代 子